

## 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止等について

令和5年4月28日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、令和2年3月26日に設置した千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部について、次のとおり廃止する。

### 1 廃止時期

令和5年5月8日に千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止する。

### 2 廃止根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法第25条

### 3 その他

- (1) 5類感染症に位置づけられることに伴い、特措法に基づき実施している県民・事業者の方への感染拡大防止対策に関する協力要請等の各種措置は5月7日をもって終了する。
- (2) 千葉県健康危機管理基本指針に基づき、必要に応じて千葉県健康危機管理対策本部会議等を開催する。